

# 令和3年度定例監査実施結果（上期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施機関数 上期分150機関（年間定例監査対象数266機関）

2 監査対象期間 令和2年度

3 監査の実施期間 令和3年4月19日～令和3年11月9日

## 4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「時間外勤務手当に係る事務処理は、適切に行われているか。」を重点事項として実施している。

## 5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

## 6 監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項とした区分の集計は、次のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		1					1				2
指導事項		44	3	5	4	17	15		18		106
注意事項		2	2			2	14	2			22
合計	0	47	5	5	4	19	30	2	18	0	130

（参考）昨年度上期の監査結果

指摘事項 1件 指導事項 93件 注意事項 18件 合計 112件

（参考：昨年度上期との比較）

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項							1				1
指導事項	▲1		▲1	▲5	▲1	6	11		4		13
注意事項		1	2	▲1	▲1	1	8	2	▲8		4
合計	▲1	1	1	▲6	▲2	7	20	2	▲4	0	18

## 7 指摘事項の内容

著しく不適切な事務処理と認められるものが、2機関で2件あった。

### (1) [医務課] (収入)

平成30年度に支出した看護職員修学資金貸付金について、修学資金の貸与を受けている者が休学の処分を受けたことにより、山梨県看護職員修学資金貸与条例第5条に基づき、過払いとなった修学資金貸付金について、れい入手続きを行ったが、次のとおり不適切な事務処理があった。

- ①修学資金の貸与を受けている者が休学の処分を受けたときは、条例上処分を受けた日の属する月の翌月分かられい入額を積算すべきところ、処分を受けた月分を含んで積算したため、れい入額が過大となっていた。
- ②納期限及び出納整理期間までにれい入されなかったため、財務規則第54条に定める令和元年6月1日に現年度の歳入として調定すべきであったが、翌年度の令和3年2月に調定が行われており遅延していた。

### (2) [峡南建設事務所 (身延支所)] (契約)

産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、廃プラスチック類・金属くず等廃棄物の運搬・処分について、契約書を省略していた。

## 8 指導事項の主な内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 収入 (44件)   | 収入未済 (39件) など  |
| (2) 支出 (3件)    | 検査調書の作成が行われていなかったもの (1件) など                                      |
| (3) 給与 (5件)    | 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの (4件) など                               |
| (4) 物品 (4件)    | 物品管理が適正に行われていなかったもの  |
| (5) 財産 (17件)   | 取得用地の未登記 (11件) など  |
| (6) 契約 (15件)   | 業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に定められた作業従事者及びセキュリティ責任者の届出が履行されていなかったもの (6件) など |
| (7) 重点事項 (18件) | 週休日の振替に伴う時間外勤務手当等の支給が適正に行われていなかったもの                              |

## 9 注意事項の主な内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 収入 (2件)  | 調定の遅延があったもの  |
| (2) 支出 (2件)  | 検査年月日を誤って記載していたもの (1件) など                                  |
| (3) 財産 (2件)  | 借受財産の借受面積及び借受料の変更に伴う移動報告は行われていたが、公有財産台帳への反映について確認していなかったもの |
| (4) 契約 (14件) | 契約書に貼付すべき収入印紙の金額等の誤り (8件) など                               |
| (5) 工事 (2件)  | 設計変更に係る記録の記載内容に誤りがあったもの                                    |